

## 令和元年 第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年第4回水巻町議会定例会は、令和元年9月2日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 入 江 浩 二

係 長 ・ 藤 井 麻 衣 子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
副 町 長	吉 岡 正	健 康 課 長	内 山 節 子
教 育 長	小 宮 順 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
総 務 課 長	蔵 元 竜 治	産 業 環 境 課 長	原 田 和 明
企 画 課 長	増 田 浩 司	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
財 政 課 長	篠 村 潔	会 計 管 理 者	中 西 豊 和
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	学 校 教 育 課 長	吉 田 功
税 務 課 長	大 黒 秀 一	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸
地 域 づ くり 課 長	服 部 達 也	監 査 委 員	加 藤 博 道
子 育 て 支 援 課 長	山 田 美 穂		

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和元年9月 定例会  
(第4回)

本会議 会議録

令和元年9月2日

水巻町議会

# 令和元年 第 4 回水巻町議会 定例会 会議録

令和元年 9 月 2 日

午前 10 時 00 分開会

議 長（白石雄二）

出席 14 名、定足数に達していますので、只今から令和元年第 4 回水巻町議会定例会を開会いたします。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名について

議 長（白石雄二）

日程第 1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に 6 番 中山議員、7 番 古賀議員を指名いたします。

## 日程第 2 会期について

議 長（白石雄二）

日程第 2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 9 月 20 日まで、19 日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ご異議なしと認めます。よって会期は、9 月 20 日まで 19 日間と決しました。

## 日程第 3 認定第 1 号 / 日程第 4 認定第 2 号 / 日程第 5 認定第 3 号

### 日程第 6 認定第 4 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、認定第 1 号 平成 30 年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、認定第 2 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、認定第 3 号 平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第 6、認定第 4 号 平成 30 年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定についての 4 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

認定第 1 号 平成 30 年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第 2 号 平成 30 年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 3 号 平成 30 年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第 4 号 平成 30 年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、以上につきましては、一括して提案させていただきます。

認定第1号から第4号までの4案件は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

よろしくお願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

引き続き、監査委員に監査報告を求めます。加藤監査委員。

## 監査委員（加藤博道）

代表監査委員の加藤でございます。監査報告をさせていただきます。

はじめに平成30年度水巻町一般会計、特別会計及び公共下水道事業会計の決算審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、平成30年度水巻町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業会計の、それぞれの歳入歳出決算であります。

各会計の歳入歳出決算書及び関係書類等を基に審査いたしました結果、各会計とも予算の目的に沿って執行されており、またその計数は正確で、平成30年度における決算額が、適正に表示されているものと認めました。

それでは、詳細は省略させていただきますが、総括的な意見を申し上げます。

まず一般会計決算は、歳入決算額96億6千776万3千円、歳出決算額92億4千305万円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支では、4億2千471万3千円の黒字決算であります。

繰り越し財源として、翌年度に3千440万3千円を繰り越し、財政調整基金に2億円を積み立てたため、最終的な翌年度への純繰越金は、1億9千31万円となっております。

歳入については、前年度より7億9千861万2千円減少しており、内訳といたしまして、町税等の増加はございましたが、地方交付税、国庫支出金等が大きく減少したため、繰入金が増額で財源不足を補っております。

歳出については、前年度より7億9千991万2千円減少しております。

歳出の内「義務的経費」は、1千842万5千円減少しており、人件費の増加はございますが、公債費、扶助費の減少が、主な減少要因となっております。

次に、「消費的経費」は、4千743万4千円増加しており、維持補修費の減少はありましたが、総合行政システム用のサーバー使用料、コンビニ交付委託料等の物件費、遠賀・中間地域広域行政事務組合の各種負担金の補助費等の増加が主な要因であります。

次に、「投資的経費」ですが、普通建設事業費では、事業量が大幅に減少したことから、全体で8億3千931万円の減少となっております。

次に、「その他の経費」は、1千38万9千円の増加で、ふるさと応援基金等の積立金の増加が主な要因となっております。

歳入全体では、町税収入の増加等も見られますが、一方で、地方交付税の減少等もあり、今後、歳入が大きく伸びることは期待できにくい状況に変化は見られません。そのため、今後も、歳出に関しては、取り組む事業の、住民にとっての優先順位等を十分考慮し、適切な計画実行

に努めていただきたいと思います。

そのような中、類似団体と比較いたしましても、少ない職員数を維持しながら、税・使用料・手数料等における、高い収納率の維持、新規特産品の開発等による町の認知度アップなど、職員個々の努力により、効果的な行政運営を行なっている点は評価に値いたします。

ただし、職員の過重労働に注意し、働き方改革の一環として、職員の残業時間の抑制等に努めなければならないことなどから、今後も、事務の効率化や、職員の計画的採用等に加え、極端な繁忙期のある部署等について、当該部署経験職員等による臨時的応援体制の構築等、人材の柔軟かつ効率的な活用体制について、検討していただきたいと思います。

また、町の重要課題でもあります、人口減少対策の一環としての、定住促進への取り組みについては、奨励金制度等の導入により一定の効果は見られるものの、今後、町の魅力等の洗い出しを十分に行ない、奨励金等の資金援助に併せ、定住メリットを積極的に周知するなど、複合的な施策を取り入れ、より効果的な定住促進に取り組んでいただきたいと思います。

次に、財務制度につきましては、現金主義、単式簿記による、現在の会計制度では見えにくい、行政コストや、資産のストック情報等を補完するために作成されている、貸借対照表等の財務4表のデータを十分に分析し、中長期にわたる財政運営計画に有効活用されるとともに、それらのデータを、わかりやすい形で住民に周知することも検討していただきたいと思います。

一般会計の最後に、近年話題となっております、市町村議会議員のなり手不足について、本年4月の統一地方選挙でも、無投票や定員割れの議会が多数発生したこともあり、国等において、対策について検討を行っていると聞いておりますけれども、地方自治体の根本となる、二元代表制の健全な維持のため、町自らも、なり手不足問題の一因ともされる、町議会議員の報酬等について、適正な議員報酬の在り方についても、検討していただきたいと思います。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業特別会計は、形式収支では3千132万9千円の黒字決算ですが、一般会計からの赤字補てんである「その他の繰入金」等を差し引くと、1億2千977万5千円の赤字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は、927万8千円の黒字決算であります。

後期高齢者医療特別会計の財政運営は、全市町村が加入する県単位の後期高齢者医療広域連合が行ない、保険料徴収は、市町村が行なっております。後期高齢者医療保険における被保険者は、年々増加しており、本年度の平均被保険者数は、4千293人で前年度より85人増加しております。

特別会計においては、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計とも、医療の高度化等により、医療費の増加傾向は続くものと思われます。このため、住民の健康意識の向上は必要不可欠となるものと考えております。特に、国民健康保険事業特別会計において、事業の県単位化により、赤字補てんのための繰り入れが困難になっており、医療費増加の抑制についての取り組みが、より重要となることから、住民全体に対して、健康寿命の延伸に向けた数値目標等を掲げるなど、積極的な健康づくりの啓発活動に取り組み、健康意識の一層の向上を図っていただきたいと思います。

次に、平成30年度公共下水道事業会計についてですが、下水道事業は施設整備途中であります。決算は、税抜きで、収益7億2千200万2千160円に対し、費用は、7億5千286万7千

572 円で、差し引き 3 千 86 万 5 千 412 円の純損失を計上し、赤字決算であります。

資本的収入及び支出については、税込みで、収入が 7 億 8 千 766 万 9 千 800 円に対し、支出は、9 億 1 千 467 万 4 千 135 円で、不足する額の 1 億 2 千 700 万 4 千 335 円については、内部留保資金等で補填しております。

次に、平成 30 年度定額資金運用基金運用状況調書の審査について、ご報告いたします。

対象の定額資金運用基金は国民健康保険高額療養資金貸付基金と国民健康保険出産資金貸付基金であります。期間中の基金の運用状況は、それぞれの設置目的にそって運用されており、計数は正確で、その執行は適正であると認めました。

続いて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の審査について、ご報告申し上げます。

健全化判断比率は、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また、公営企業における資金不足比率についても、資金不足無しであることを確認いたしました。

以上、平成 30 年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び公共下水道事業会計の決算審査及び定額資金運用基金運用状況調書の審査、並びに健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての、決算審査報告といたします。

## **日程第 7 議案第 22 号**

### **議 長（白石雄二）**

日程第 7、議案第 22 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

### **町 長（美浦喜明）**

議案第 22 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について。

令和元年 6 月 14 日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「一括整備法」が公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されました。地方公務員法の改正では、一括整備法の改正趣旨を踏まえ、成年被後見人等であることを理由として不当な差別を受けることがないように任用に伴う欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されました。このことを受け、本町の関係条例について一括して改正を行うものです。

主な改正点は、「水巻町消防団員の定員、任免、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例」第 4 条に規定する消防団員の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」を削除すること、また、地方公務員法第 16 条の条項ズレに対応するため、「水巻町一般職職員の給与に関する条例」、「水巻町一般職職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」、「水巻町職員の退職手当に関する条例」の 3 本の条例について、所要の改正を行います。

また、今回の法改正では、併せて字句等の整備も行われていますので「水巻町非常勤消防団

員に係る退職報償金の支給に関する条例」についても所要の整備を行います。

よろしく、ご審議をお願いします。

## **日程第 8 議案第 23 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 8、議案第 23 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 23 号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

児童福祉法に規定する家庭的保育事業等についての連携施設の確保が進んでいない現状を踏まえ、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成 31 年 4 月 1 日から施行され、連携施設の確保に関する経過措置の期限を更に 5 年間延長するなど所要の改正が行われました。

また、令和元年 6 月 14 日に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、同法の中で児童福祉法の一部が改正されました。

この改正では、成年被後見人等であることを理由として不当な差別を受けることがないように養育里親及び養子縁組里親の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されました。

これらの法改正を受け、本条例の一部改正を行うものです。

主な改正点は、家庭的保育事業等に伴う省令改正に係る部分では、連携施設の確保及び、食事の提供に関する規定についての要件の緩和と経過措置を延長すること、また、児童福祉法の改正に伴う部分では、同法第 34 条の 20 における条項ズレに対応するための改正です。

また、今回の改正に併せ、その他、所要の規定についても整備を行います。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第 9 議案第 24 号 / 日程第 10 議案第 25 号**

**議 長**（白石雄二）

日程第 9、議案第 24 号 二町営住宅外部改善（3 号棟）工事の請負契約の締結について及び日程第 10、議案第 25 号 二町営住宅外部改善（4 号棟）工事の請負契約の締結についての 2 案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長**（美浦喜明）

議案第 24 号 二町営住宅外部改善（3 号棟）工事の請負契約の締結について、議案第 25 号 二町営住宅外部改善（4 号棟）工事の請負契約の締結について、以上 2 件の各議案につきましては、二町営住宅地内の 3 号棟及び 4 号棟の外部改善工事であり、関連がありますので一括提案させていただきます。

これら 2 件について、令和元年 8 月 6 日指名競争入札に付した結果、落札者と請負契約を締



結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、二町営住宅外部改善（3号棟）工事の契約の相手方は、福岡県田川市大字奈良1587番地の4、大栄産業株式会社 代表取締役 船原順二氏で、契約の金額は、4千824万8千200円であります。

また、二町営住宅外部改善（4号棟）工事の契約の相手方は、水巻町猪熊二丁目9番45号、株式会社協同建装 代表取締役 尾上教善氏で、契約の金額は、4千845万3千900円であります。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

## **日程第11 議案第26号**

### **議 長（白石雄二）**

日程第11、議案第26号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

### **町 長（美浦喜明）**

議案第26号 令和元年度水巻町一般会計補正予算（第2号）について。今回の補正予算は、幼児教育・保育の無償化にともない、新制度への未移行幼稚園や認可外保育施設等への施設等利用費を給付するため、子育てのための施設等利用給付費を新たに計上するほか、学校施設環境改善交付金事業の交付決定にともない所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3千830万円を追加いたしまして、103億6千30万円としております。

歳出予算の主なものとしまして、まず、養護老人ホーム入所者が1名増加したため、養護老人ホーム入所措置費を152万1千円増額しています。

次に、幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励補助金が廃止されたため、2千883万5千円を減額しています。また、新たに新制度への未移行幼稚園等に給付される子育てのための施設等利用給付費を4千534万7千円計上したほか、未移行幼稚園における低所得世帯等への副食費の助成として、地域子ども・子育て支援事業費補助金を162万円計上しています。

次に、都市再生整備事業費において、今年度分購入用地の確定に伴い、用地取得費と補償金の調整を行うほか、学校施設環境改善交付金の追加交付決定を受けた頃末小学校屋外トイレ改修工事費を1千850万円計上しています。

歳入予算につきましては、地方特例交付金2千575万6千円、繰入金340万円を減額したほか、国庫支出金4千540万円、県支出金613万4千円、前年度繰越金182万2千円、町債1千410万円を増額しています。

また、「固定資産税路線価更新業務委託料消費税増税分」、「福祉バス車借上料」、「放課後児童クラブ運営等業務委託料」、「校務用パソコン更新等事業リース料」、「猪熊小学校・頃末小学校給食調理等業務委託料」につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 27 分 散会